

各短期入所・日中一時支援事業所 管理者 様

福岡市保健福祉局障がい福祉課長

短期入所と日中一時支援の同日利用について（通知）

日頃より、本市の障がい福祉行政の推進にご協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて、短期入所サービス及び日中一時支援サービスの提供方法につきまして、同日中に、日中は日中一時支援サービスを利用し、その後、短期入所サービスを利用して宿泊している事例、または、短期入所サービスを利用して宿泊後、同日中に日中一時支援サービスを利用している事例が見受けられております。

短期入所サービスと日中一時支援サービスの同日利用は原則としてできませんので、各事業者の皆様におかれましては、下記のとおり取扱いを行っていただきますようお願いいたします。

記

1 短期入所サービス及び日中一時支援サービスの内容

【短期入所】

在宅で障がい児（者）を介護している人が、疾病、事故、出産や旅行などで一時的に介護ができない場合に、施設、病院で宿泊を伴った日常生活上の支援を行う。

【日中一時支援】

在宅で障がい児（者）を介護している人が、疾病、事故、出産や旅行などで一時的に介護ができない場合に、施設、病院で日帰りで日常生活上の支援を行う。

2 サービスの提供方法について

1にあるとおり、短期入所と日中一時支援は、宿泊を伴うか、日帰りであるか、に違いがあるものの、提供するサービス内容は同じであるため、原則として短期入所サービスと日中一時支援サービスを同日に利用することはできない。（宿泊を伴った日中からの預かりが必要な場合、または、宿泊後、その日の日中まで預かりが必要な場合、日中の時間帯は日中一時支援サービスではなく、宿泊した短期入所事業所においてサービスを提供することになる。）

※別紙参照のこと

3 問い合わせ先

福岡市保健福祉局障がい福祉課

TEL：092-711-4249 FAX：092-711-4818

E-mail：syougai-shisetsu@city.fukuoka.lg.jp